

第2期経営計画
(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

静岡市しみず社会福祉事業団

はじめに

静岡市しみず社会福祉事業団は、昭和 57 年 4 月設立以来、静岡市（旧清水市）と一体となって、身体や知的に障がいのある方等に対して障害特性に応じた各種サービス事業を始め、関係団体等との緊密な連携、運営協力を行う等、障害者福祉の中核的な役割を担ってまいりました。

今回、こうした事業団の役割を踏まえて、平成 25 年 3 月に策定した「第 1 期経営計画」を基に、令和 3 年度から令和 7 年度までの「第 2 期経営計画」を策定いたしました。

この第 2 期経営計画は、これまで進めてきた「第 1 期経営計画」で見えてきた課題等をより具現化するため、各施設の短期（2 年）、中期（5 年）、長期（10 年）における目標やその具体的な内容、目標とすべき成果・指標を数値化することで取り組むべき事業を明確化する等、積極的に進めていくこととしています。

平成 25 年 3 月、「第 1 期経営計画」策定以降、福祉制度や施策等、事業団を取り巻く環境は大きく変化しております。

また、令和 2 年 1 月、中国武漢市から端を発した「新型コロナウイルス感染症」は瞬く間に全世界に拡散して社会・経済活動、医療・福祉の現場においてもかつてない対応が求められるなど、大きな影響を及ぼしています。

この先も新型コロナウイルス感染症終息の見通しが立たない状況が続いている現状ではありますが、静岡市が目指す「共生都市の実現」に向けた総合的なパートナーとして事業団に求められている静岡市の補完的役割を担うとともに、地域社会に貢献できる事業団として更なる強みを活かした事業運営に取り組んでいきます。

引き続き、皆さまのご支援、ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団

理事長 大塚 康夫

目 次

I	計画の基本的な考え方	1
1	第1期経営計画の経緯と次期計画の取組み	
2	計画の期間	
3	事業運営の基本理念	
II	取組事項	
1	利用者サービスの充実	2
2	安定した経営基盤の確立	4
3	人材育成	5
4	地域福祉の向上	7
III	今後5年間の施設経営計画	
1	みなとふれあいセンター	10
2	ひびきワーク	11
3	うみのこセンター	12
4	うしおワーク(生活介護事業)	13
	うしおワーク(就労継続支援B型事業)	14
5	うなばら学園	15
6	なぎさホーム	16
7	わだつみ(特定相談、障害児相談)	17
	わだつみ(市委託事業)	18
IV	新規事業への取組み	19

I 計画の基本的な考え方

1 第1期経営計画の経緯と次期計画の取組み

平成25年3月に策定した静岡市しみず社会福祉事業団経営計画(第1期・平成25年度～平成29年度)の5年間は、利用者サービスの充実、安定した経営基盤の確立、人材育成、地域との連携の4つの柱を軸に取り組んでまいりました。

本来であれば、平成29年度の最終年度に平成30年度からの第2期経営計画を策定するところでありましたが、平成30年度を目途に本法人の民営化等について市との協議が行われる予定であったため、平成31年度まで第1期経営計画の一部を見直し、計画期間を延長しました。

その後、平成29年度に実施した出資団体監査(主管；市行政管理課)において市所管課(障害者福祉課)より、事業団の民営化を指向しないとの見解が示されたのを機に、第4期指定管理期間の最終年に合わせ、第1期の延長計画をさらに1年伸ばして平成32年度までとしました。

第2期経営計画は、第1期経営計画の取組みであった4本の柱に加え、施設ごとの短期(2年)・中期(5年)・長期(10年)の課題、新規事業への取組の検討等を盛り込んだ計画として、第5期指定管理期間の令和3年度からの令和7年度までの5年間で策定しました。

2 計画の期間

この計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や制度改正等により、必要に応じて経営計画の見直し、改定を実施します。

3 事業運営の基本理念

これまでも、基本理念・行動指針に基づいて運営をしてきましたが、今後も、この基本理念に沿って運営してまいります。

【基本理念】

・利用者主体

利用者個人を尊重し、QOLの向上を図り利用者の自立を目指します。

・健全な運営

効果的、効率的、透明性のある運営に当たります。

・地域貢献

地域に喜ばれ、愛され、常に地域に密着したサービスを展開していきます。

【行動指針(団訓)】

・誠意 私たちは、常に利用者の立場に立って誠意ある行動をします

・熱意 私たちは、常に熱意を持って責任ある行動をします

・創意 私たちは、常に問題意識を持って創意と工夫に努めます

II 取組事項

1 利用者サービスの充実

(1) サービスの拡充

① 土曜開所日の充実(継続)

日中活動の機会の提供、保護者の家庭介護の負担軽減を図ります。

目 標	土曜活動時の出席者増
具体的取り組み	土曜開所における1日当たりの目標平均利用者数の設定
報告事項	土曜開所平均利用者数
協議主体	サービス管理責任者会議

② 送迎サービスの充実に向けた計画策定(新規)

利用者の状況に応じた送迎サービスが実施できるよう計画します。

目 標	送迎に関する将来計画の策定
具体的取り組み	送迎方法の将来的な在り方及び個別送迎の導入時期についての計画の策定、新規車両の購入
報告事項	計画の策定状況に関する進捗状況
協議主体	①サービス管理責任者会議 ②通所バス運行委員会

③ 要望や苦情への適切な対応と利用者満足度の向上(継続)

利用者満足度調査の年1回実施及び利用者からの苦情(意見、要望)を伝えやすい環境づくりを行う等、サービスの向上に努めます。

目 標	苦情を伝えやすい環境づくりのための取り組み 利用者満足度の向上
具体的取り組み	・利用者満足度の目標値の設定 ・意見、要望への対応 ・連絡ノートに意見欄新設 ・4施設合同保護者連絡会の開催 ・苦情受付状況の第三者委員への報告及び相談
報告事項	・満足度調査の実施状況(配布数、回収数) ・満足度の数値 ・前年度意見要望への取り組み状況 ・苦情(要望・意見)の受付、解決状況
協議主体	主任者会議

④ 職員の支援技術と資質の向上(継続)

利用者本位のサービスの実現に向けて、利用者から信頼される職員を育成するため、外部研修会に積極的に参加させ、資質の向上に努めます。

目 標	専門的知識・技術を持った職員の配置
具体的取り組み	専門研修の受講計画作成 ①強度行動障害支援者研修(基礎、実践)の受講 ②外部専門研修の参加
報告事項	①強度行動障害支援者研修(基礎、実践)の新規受講者及び受講者総人数 ②外部専門研修参加人数
協議主体	①研修委員会・事務局 ②主任者会議

(2) 施設事故の防止、安心・安全な施設運営

① 徹底した事故予防(ヒヤリハットの活用) (継続)

ヒヤリハット事例を活用し事故予防の取り組みを行い、事故防止の徹底を図ります。

目 標	事故の発生防止
具体的取り組み	繰り返されるヒヤリハットについて対応を協議する
報告事項	事故件数とそれに付随するヒヤリハット件数
協議主体	主任者会議(事故防止対策委員会)

② 虐待・差別の防止(継続)

職員に対し、虐待防止マニュアルの周知徹底を図り、虐待防止委員会の開催や虐待防止に向けた研修会、セルフチェックを実施し、誠実な施設運営と支援の質の向上に努めます。

目 標	利用者の人権の遵守
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止マニュアルの周知及び虐待防止研修会の開催 ・セルフチェックの定期実施と確認(施設長) ・相談システムの構築 ・施設内研修の実施 ・支援技術の向上 ・障がいの理解
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止研修会の開催状況 ・虐待及び不適切支援通報件数・虐待防止委員会の開催回数 ・セルフチェック回答への対応状況 ・施設内研修の実施状況
協議主体	①虐待防止委員会 ②各施設

③ 危機管理体制の充実(継続)

BCP(事業継続計画)や地震防災応急対応マニュアルによる自主防災体制組織の充実、感染症対策マニュアルによる感染防止対策を図ります。また、素早く的確な初動活動を実施するため、定期的に計画の見直しを行います。

目 標	利用者への安全配慮と安定したサービス提供の継続
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練の実施 ・宿泊型防災訓練の実施 ・備蓄品の確保 ・BCP策定の検証 ・感染対策委員会の開催 ・感染対策の実施
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練等の実施回数 ・感染対策委員会の開催状況
協議主体	①主任者会議 ②感染対策委員会

2 安定した経営基盤の確立

(1) 収入増と経営の効率化に向けた取組

① 利用者の確保(継続)

ア 特別支援学校や相談支援事業所との連絡を密にし、見学者や実習生を積極的に受入れ、支援学校等の行事へ積極的に参加することで学校との交流や情報共有を図り、事業所のアピールをする機会を増やす。

目 標	利用者定員の充足
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・支援学校等からの実習生の受入れ、施設見学の受入れ及び学校行事への参加 ・関係機関への事業所周知 ・事業所見学会の実施
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者数 ・関係機関への見学又は訪問回数
協議主体	サービス管理責任者会議

イ 活動内容の充実を図り、利用者の参加意欲を高めることで出席率の向上につなげます。

目 標	利用者の出席率の向上
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容の充実 ・上限利用日数に満たない利用者への声掛け
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平均出席率 ・土曜開所利用者数
協議主体	サービス管理責任者会議

(2) 支出削減に向けた取組

① 施設経費の節減(継続・一部新規)

事務用品の一元管理の他、光熱水費、燃料代等の経費節減に取り組みます。

目 標	事務用品の一元管理、光熱水費、燃料代等の削減
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品の一括購入 ・ライトダウン(夏季；18時～一斉消灯 10日・20日実施) ・エコドライブ 車内エアコン温度設定、アイドリングのムダをなくす。
報告事項	・各経費の実績
協議主体	①各事業所 ②事務局

(3) 組織力の向上

① 質の高い人材の確保(新規)

組織の目的を理解し役割を担える質の高い人材確保のため、新卒者の採用の他、経験やノウハウのある人材の中途採用を行い、組織力の向上を図ります。

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・新規職員採用試験の応募者の増 ・有資格者の中途採用者の増
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・新規職員採用計画に基づく採用 ・職員募集のための広報活動の充実(採用媒体の活用、採用説明会への参加等) ・養成機関、大学等からの実習生の受入れ
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・職員採用試験の応募者数 ・採用者の有資格者数 ・経験のある者の既卒採用者数
協議主体	事務局

② 業務の標準化(新規)

業務をマニュアル化することで利用者への統一した支援提供や業務の効率化を図り、職員の負担軽減を目指す。

目 標	支援経験の浅い職員や担当外職員でも業務の流れが理解でき、統一した業務の遂行
具体的取り組み	業務のマニュアル作成
報告事項	業務のマニュアル作成状況
協議主体	主任者会議

3 人材育成

(1) 職員研修の活性化

① 研修計画に基づく資質の向上(継続)

研修計画に基づき、階層別研修、外部講師による職場内研修及び職種別研修会へ積極的に参加して、さらなる専門性を高め、資質の向上に努めます。

目 標	職員の支援力の向上
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・法人全体での研修計画の作成 ・事業所単位での研修計画の作成 ・外部研修受講者のフィードバックの実施
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施及び参加状況 ※研修名、対象者、人数のみ報告
協議主体	職員研修委員会・各事業所

② O J T研修の推進(継続)

新規採用職員や人事異動に伴う異動後間もない職員に対して、O J T研修を実施することで実務能力の習得や仕事への考え方の育成を行います、また、O J T研修の指導体制を整え、指導する職員のスキル向上にも繋がります。

目 標	職員の支援力の向上
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・O J T指導者研修の実施 ・面談時に使用するチェックリスト等の内容の改善 ・O J T研修指導者から上司への定期的な実施・経過内容の報告
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・O J T研修対象職員の人数 ・O J T研修の進捗報告
協議主体	施設長会議

③ 配置基準上必要な研修修了者の研修受講の推進(継続)

サービス管理責任者や相談支援従事者など施設運営に必要な研修修了者を確保するため、計画的に研修の受講を行います。

目 標	配置基準上必要な研修修了者の適切な配置
具体的取り組み	人事配置計画に基づくサービス管理責任者、相談支援従事者の受講計画を作成
報告事項	サービス管理責任者研修、相談支援従事者研修の受講修了者の人数
協議主体	事務局

④ 職員の資格取得の推進(継続)

社会福祉士や介護福祉士等の資格取得を促し、専門性を向上させます。

目 標	資格取得者の増
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・資格手当の支給 ・有資格者の専門的価値と役割を高める取組みの検討 ○有資格者連携の場合、有資格者による資格取得を目指す職員への研修等)
報告事項	新規資格取得者の人数
協議主体	主任者会議・事務局

(2) 職員のモチベーションの向上

① 働き方改革における働きやすい職場環境改善への取組み(継続)

職員の働き方に対する意識改革を図り、年次有給休暇等の積極的な取得の推進、ノー残業デイの実施、会議の効率化等、業務の見直しや改善を行い、多様化する働き方に対応するための快適な職場環境づくりに努めます。

目 標	ライフワークバランスの推進による働きやすい職場環境の整備
具体的取組み	働き方、職場環境改善に関する職員の意見の把握(事業所単位での職員アンケートの実施)
報告事項	・ 職場環境の整備、改善状況 ・ 年次有給休暇の平均取得日数
協議主体	施設長会議

② 職員提案制度の活性化(継続)

職員からの提案を法人運営に反映することにより、職員の事業運営への参画意識や職務意欲を高める。

目 標	職員からの提案数の増
具体的取組み	・ 新たな職員提案制度要綱を周知する ・ 職員提案制度要綱に基づき職員からの提案を募集する
報告事項	・ 提案提出状況(件数、提案内容) ・ 審査結果
協議主体	職員提案制度委員会

③ 職員のメンタルヘルスケアの充実(新規)

新規採用職員を対象にメンター制度を活用し、定期的な面談や相談に応じ精神的なサポートを行います。また、全ての職員が健やかにいきいきと働くことができるように必要なケアを実践して心の健康維持を図ります。

目 標	職員の職場における精神的ストレスの軽減
具体的取組み	・ メンターからメンターリーダーへの進捗状況の報告 ・ 研修の実施(ピラティス、セルフケアの方法等)
報告事項	・ メンター制度対象者人数(面談・報告会実施回数等含む) ・ ストレスチェック高ストレス者の割合(%)
協議主体	メンターリーダー・事務局

4 地域福祉の向上

(1) 関係団体等との連携、協力等(継続)

清水区障害者スポーツフェスティバルや駒越地区社会福祉協議会、ライオンズクラブが主催する事業の協力、駒越地区まつりへの参加、その他関係団体等との連携、強化を図ります。

目 標	障がいのある方が居住する地域との協力体制の充実
具体的取り組み	・市内の福祉イベントへの協力・参加 ・駒越地区社会福祉協議会、他事業所との協同事業の実施
報告事項	・イベントへの協力頻度、参加状況 ・駒越地区社会福祉協議会、他事業所との協同事業の実施状況
協議主体	①みなとふれあいセンター ②ひびきワーク ③うしおワーク ④うなばら学園 ⑤なぎさホーム

(2) 地域社会への貢献(継続)

駒越地区福祉活動計画への参画をはじめ、近隣の小学生を対象にした福祉学級の開催、近隣小学校等で行う総合学習の講師、地域の保育園の職員を対象にした講演を行い、障害児・者への理解と支援技術の普及を図る等、地域における福祉活動の拠点として人的、物的資源を積極的に提供していきます。

また、地域における公益的な取り組みについて、地域のニーズに合った事業を実施します。

目 標	法人資源を活用した地域貢献の増
具体的取り組み	①福祉学級の開催 ②わいわい広場の実施 ③地域清掃の実施 ④S型デイサービス等への講師派遣 ⑤保育園への講師派遣
報告事項	実施及び派遣回数
協議主体	①みなとふれあいセンター ②地域交流事業委員会、 ③うみのこセンター ④主任者会議

(3) 施設開放(継続)

他の福祉団体や地域住民に対して、グラウンドや多目的ホール等を開放します。

目 標	法人施設の積極的な解放
具体的取り組み	グラウンド、多目的ホール、会議室の貸し出し
報告事項	貸出回数
協議主体	みなとふれあいセンター

(4) 職場体験及び見学者の積極的な受入れ(継続)

福祉を学ぶ場として、見学者等の受入れを積極的に行います。

目 標	福祉の担い手となる人材育成の場の提供
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養成所、大学等の実習の受入れ ・ 学生のインターシップ(就労体験) ・ 民生委員等の見学の受入れ
報告事項	実習、見学受入れ状況
協議主体	事務局・各事業者

(5) ボランティア育成(障害者のための福祉人材養成)・連携(継続)

事業所でのボランティア活動を希望する人を募集・登録して、必要に応じてその活動の機会を提供する他、社会福祉協議会等の関係団体と連携して、福祉を担う人材の育成を図ります。

目 標	ボランティア登録者の増
具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア育成や活用（わいわい広場等）計画の策定 ・ ボランティアの募集
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアの登録状況
協議主体	地域交流事業委員会・各事業所

Ⅲ 今後5年間の施設経営計画

事業所名	静岡市清水みなとふれあいセンター（身体障害者福祉センターB型事業）						
目的	身体障害者の身体機能維持や回復、教養の向上、仲間作りを目的に軽スポーツ及び文化講座等の教室を開催する。						
短期目標(2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に事業の周知を図る ・利用者のニーズを把握する 						
中期目標(5年)	活動場の拡大						
具体的な内容							
①	ホームページによる情報発信、身体障害者手帳交付時やイベント時のチラシ配布、関係機関への事業説明を行い事業の周知をはかる。						
②	利用者の高齢化が進んでいるため、若年層の身体障害者の方が参加し易い機会に教室を開催し利用ニーズを確認していく。						
③	開館日の変更、対象利用者の拡大（難病、高次脳機能障害等）について市と協議を行っていく。						
実施年度							
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
①							
②							
③							
目標とすべき成果・指標			3年度見込み	4年度	5年度	6年度	7年度
①	契約者数		62	63	65	65	65
②	教室開催数 (事業団以外の場)		195(2)	195(4)	195(6)	195(6)	195(6)
③	延出席者数		2,340	2,340	2,437	2,437	2,437
④	1日当たりの平均利用者数		12	12	12.5	12.5	12.5
⑤	体験者数(新規)		8	10	12	15	15
長期目標(10年)	幅広い世代の身体障害等をもつ方がそのニーズごとに余暇活動を楽しみ、充実した生涯を過ごせるように、参加し易い配慮や機会の充実が図られより多くの利用者が参加できる。						
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い年代の障害等のある方に配慮した余暇活動の場の充実を図る。 ・難病や高次脳機能障害の方の受け入れ先の充実を図る。 						
具体的な内容							
①	若年層の身体障害者の方が参加し易い休日等の開館を行う。						
②	難病、高次脳機能障害の関係機関と連携を図る。						
③	公共交通機関の便が良い場所やサービスの提供が少ない地域での出張事業を行う。						

事業所名	静岡市清水ひびきワーク（生活介護事業所）				
目的	生活介護でありながら、請負作業を中心に行うことで、就労系施設を利用できない方や利用したが難しかった方に働く喜びを感じてもらう。また、希望者には、外出活動や創作的活動などの提供をすることで、充実した生活を送れるよう支援する。				
短期目標(2年)	保護者、利用者の高齢化に対応したサービス提供				
中期目標(5年)	新規利用者の獲得、共生型と個別送迎の実施及びなぎさホームとの共同運営の検討				
具体的な内容					
①	共生型介護保険サービスやなぎさホームとの共同運営の検討。				
②	みなとふれあいセンターや相談支援事業所わだつみ、包括支援センターとの連携。				
③	特別支援学校との連携。(説明会や催事などへの積極的な参加や視察体験等)				
実施年度					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①	→ 検討		→ 準備		→ 実施
②	→ 準備		→ 実施		
③	→ 実施				
目標とすべき成果・指標	3年度見込み	4年度	5年度	6年度	7年度
① 契約者数(人)	17	18	18	19	19
② 個別送迎利用者数(人)	14	15	16	17	19
③ 個別送迎利用回数(日)	728 (週一回)	780 (週一回)	832 (週一回)	1,768 (週二回)	4,940 (毎日)
※開所日 267日、個別送迎 年間 52日計算					
長期目標(10年)	<ul style="list-style-type: none"> 共生型介護保険サービス及び完全個別送迎の実施。 作業支援体制を整えるとともに、余暇活動の充実を図る。 				
目的	<ul style="list-style-type: none"> 利用者、保護者の高齢化に対応した施設設備や環境づくり。 幅広い年齢層に対応した作業型の生活介護事業所。 				
具体的な内容					
①	個別送迎の定着				
②	作業支援体制を整える（重度の障害の方や高次脳機能障害の方に対する支援）				
③	高齢障害者に対する生活支援				

事業所名	静岡市清水うみのこセンター(母子療育センター事業)					
目的	発達に心配のある乳幼児の母子療育を行い、子どもの発達保障と親子の健やかな関係作りを支援する。					
短期目標(2年)	1,6歳健診後の支援の場からうみのこセンターへ紹介された親子が、安心して移行できる体制を整える。また、乳児グループが年間を通して落ち着いて活動できるような環境を整える。					
中期目標(5年)	子どもの表れを的確に捉えて適切な関わり方を考えていくために、利用児のアセスメントを適切に行い、家庭や園で活用できるようにする。					
具体的な内容						
①	1.6歳健診後の支援の場へ定期的に職員が参加し、参加者へうみのこセンターの周知を図るとともに、参加者の安心感を得てスムーズな移行につなげる。					
②	乳児の利用は年度の後半に向かうにつれ人数が増加して落ち着かなくなるため、グループの数を年度当初から増やす等、少人数で活動できるようにしていく。					
③	アセスメント方法を整理、統一することで、職員全員が的確なアセスメントを行えるように職員のアセスメント技術の向上を図る。					
実施年度						
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
①	—————→ 実施					
②	—————→ 実施					
③	調査	準備・試行	—————→ 実施			
目標とすべき成果・指標		3年度見込み	4年度	5年度	6年度	7年度
①	契約者数	165	165	165	165	165
②	1日当たりの平均利用者数	20	20	20	20	20
③	延出席者数	2,310	2,310	2,310	2,310	2,310
④	乳児契約者数	30	35	40	45	50
⑤	訪問件数	200	200	200	200	200
⑥	相談件数	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400
長期目標(10年)	各関係機関や新設園との連携を深め、母子療育の必要性を周知していく。また、その中で各親子のニーズに応じて適切な場で適切な支援が受けられるよう調整を図り、各関係機関へスムーズに移行できる体制を整える。					
目的	児童発達支援事業所の増加により利用できるサービスが増えてきた。うみのこセンターだけでなく必要に応じて適切な時期に適切な場でのサービス利用ができるようにする。					
具体的な内容						
①	児童発達支援事業所や新設園への訪問等を増やし、連携して支援できる体制を整える。					
②	利用者にとってどこでどのような支援を受けることが望ましいのかを見極めるために、アセスメントを適切に行い、他サービスへのスムーズな移行につなげる。					

事業所名	静岡市清水うしおワーク（生活介護事業）				
目的	利用者の高齢化・重度化により、請負作業に携わることが難しい利用者が増えている為、生産活動及びそれに類する活動の充実を図り、利用者の選択肢の幅を広げる。				
短期目標(2年)	個々の障害の特性に応じ、生産活動及び作業リハの充実を図る。				
中期目標(5年)	複数の取り組みの中から、自分のやりたいこと、得意なことを見つけることができるよう支援する。				
具体的な内容					
①	障害特性や作業分解等に関する研修への参加し、障害の特性に応じて取り組む内容及び方法を工夫する。(作業及び作業リハの充実)				
②	自主製品を活かした作業等への取り組みの確立(就労との協力)				
実施年度					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①	—————→ 実施				
②	———▶ 準備・検討・準備		- - - -▶ 一部実施	—————→ 実施	
目標とすべき成果・指標	3年度見込み	4年度	5年度	6年度	7年度
①	各研修への参加(障害特性・作業支援等)	2	2	2	2
②	自主製品の作業形態	苗の生産補助	苗の生産補助	苗の生産補助	苗の生産補助
③	契約者数	33	33	33	33
長期目標(10年)	障害の特性に応じた幅広い活動内容を整備し、一日の生活の中で最大限に本人の意思を尊重できるよう支援する。				
目的	本人の意思を尊重しながら、意欲的に作業に取り組めるようにする。				
具体的な内容					
①	意思決定支援の確立				
②	充実した作業及び活動内容の提供により、利用者が自分自身で選択し、組み合わせ、一日の生活を構築できるようにする。				

事業所名	静岡市清水うしおワーク（就労継続支援B型事業）					
目的	請負作業だけでは、景気や企業の状況に左右され、安定した就労支援が難しい。自主製品の開拓に取り組み、安定した作業の提供を行う事で充実した日中生活と工賃向上を目指す。					
短期目標(2年)	自主製品(ぼかし)の生産量の増大と販路の拡大に取り組み、安定した作業内容を確認する。					
中期目標(5年)	自主製品(ぼかし)を活かした取組み(苗、農作業等)を確認する。					
具体的な内容						
①	自主製品(ぼかし)に関する作業形態の確立(利用者の作業内容、職員の管理体制)					
②	自主製品(ぼかし、農作業)についての研修会等へ参加し、自主製品製造に関わる職員を確認する。					
③	イベント等へ積極的に参加し、地域へ情報発信し、協力体制を構築する。					
実施年度						
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
①	調査・検討・準備		一部実施	実施		
②	視察、外部研修への参加					
③	現状維持	イベント参加数拡大検討	イベント参加数拡大	販路拡大検討		
目標とすべき成果・指標	3年度見込み		4年度	5年度	6年度	7年度
①	自主製品(ぼかし、苗)の作業形態	ぼかしの生産量(3,500)			ぼかしの生産量(5,000)	
		苗の配布		苗の生産販売	苗の生産量増加、販売	
②	視察研修等への参加	2	2	2	2	2
③	広報活動	発信力の強化	定期的なチラシ配布による広報			販路拡大に伴う広報、HP活用
		イベントの参加	2	3	3	4
④	契約者数	18	18	19	19	20
長期目標(10年)	地域に根付いた事業の展開					
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の協力を得ながら安定した作業を行い、生産性の向上を図る。 ・販路を拡大し、利用者の工賃向上に反映させる。 					
具体的な内容						
①	古紙回収や自主製品の販売を通じて、地域との連携を強化する。					
②	販路の拡大。					

事業所名	静岡県清水うなばら学園（生活介護事業所）				
目的	重度知的障害者及び発達障害者が自立した日常生活や社会生活を送るための支援を行う。				
短期目標（2年）	重度知的障害や自閉症などの発達障害、強度行動障害等のある利用者に対し、各々の障がいの特性の理解のもと、高い支援スキルを持って支援を行う。				
中期目標（5年）	利用者が分かりやすく楽しめる生活環境を整え、多様な特性がある利用者に対する意思決定や支援ができる体制を整える。				
具体的な内容					
①	・知的障害者の基本的な支援について理解する。 ・強度行動障害支援者養成研修を受講し、支援員の専門性を高め、支援技術の向上を図る。				
②	外部講師による施設内研修やコンサルテーションを実施し、支援員の専門性を高め、支援技術の向上を図る。				
③	構造化を図り、重度知的障害や自閉症などの発達障害、強度行動障害等のある利用者が生活しやすい環境を整備する。他事業所では受入れ困難な重度発達障害者等の突発的な受入れ枠を5名程度確保するため、60名定員は据え置く。				
実 施 年 度					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①	—————→ 実施				
②	-----→ 準備	—————→ 実施			
③	-----→ 調査検討		-----→ 準備		—————→ 実施
目標とすべき成果・指標	3年度見込み	4年度	5年度	6年度	7年度
① 研修受講者数（強度行動障害）	2	2	2	2	2
② 外部講師による施設研修等	先進地見学	外部講師招致	外部講師招致	コンサルテーション	コンサルテーション
③ 契約者数	53	54	54	53	53
長期目標（10年）	重度知的障害や自閉症などの発達障害、強度行動障害のある方の支援を行う、モデル事業所としての役割を担う。				
目的	重度知的障害等のある方が安心して自立した日常生活や社会生活を送ることができるようにする。				
具体的な内容					
①	全支援員が強度行動障害支援者養成研修を受講し、高い支援スキルを身につける。				
②	旧厨房を改築し、さらなるパーソナルスペースの確保と構造化を図る。				
③	通所施設等サポート事業を通じ、他事業所へアドバイザーを派遣する。				

事業所名	静岡市清水なぎさホーム（生活介護事業所）					
目的	医療的ケア者を含めた重度障害者の充実した日中活動を支援する。					
短期目標（2年）	看護師を中心に支援員がバックアップできるような医療的ケアの体制整備をすすめる。					
中期目標（5年）	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制は、正規看護師を配置し看護師を2.4人（常勤換算）の配置とする。また、介護福祉士を3人以上配置する。 ・利用者については、1日当りの利用者数について、医療的ケア者3.5人と常時体調管理の必要な方（疾患、てんかん等）0.4人を受け入れられるようにする。 					
具体的な内容						
①	支援員が喀痰吸引等研修・3号研修（基本研修）を受講し、医療的ケアへの知識を高める。また、研修計画に沿った支援員の支援・介護技術の向上を図ると共に、介護福祉士の資格取得者増と適正な配置をすすめる。					
②	看護師を配置し、医療職を中心とした医療的ケアの安全な実施体制作りを図る。					
③	市内における重症心身障害者を取り巻くネットワークの構築に貢献する。 （例）事業所連絡会、交流研修、ケア検討会等への参加と実施。					
実施年度						
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
①	-----準備-----		-----準備・試行----->	-----実施----->		
②	-----準備-----		-----準備・試行----->	-----実施----->		
③	-----調査-----	-----準備----->		-----実施----->		
目標とすべき成果・指標		3年度見込み	4年度	5年度	6年度	7年度
①	利用契約者数(人)	16	17	17	17	18
②	延出席者数(人)	2,961	3,121	3,121	3,121	3,281
③	1日当りの平均利用者数(人)	11.1	11.7	11.7	11.7	12.3
④	医療的ケア者の利用者数(人)	2.4	2.8	2.8	2.8	3.5
⑤	常時体調管理の必要な方(人)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
長期目標（10年）	活動スペースを拡充し、医療職と福祉職の協働体制を整え、重度障害者及び医療的ケア者の支援ニーズに応えられるようにする。					
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・清水区に医療的ケア者を受入れる事業所が不足しているというニーズに、可能な限り対応できるよう受入れ体制を整える。 ・支援学校卒業生の継続した受入れや、他事業所から加齢により医療的ケアが必要となった利用者や重度化した利用者の受入れを行う。 					
具体的な内容						
①	看護師の安定した雇用を図り、看護師として医療面での中心的役割を担う職員を配置する。					
②	介護福祉士を適正に配置し、医療的ケア者へのサポート（実地研修の実施と認定を受ける）と重度障害者支援の体制強化を図る。					
③	喀痰吸引等事業者・特定行為事業者として登録をし、医療的ケア者の継続した受け入れ体制を整える。					
④	活動室が手狭になるため増築を行い、医療的ケア者と重症心身障害者、自力歩行が可能な利用者の住み分けを行う。					

事業所名	障害者相談支援センターわだつみ（特定相談、障害児相談）					
目的	利用者の自立した日常生活や社会生活ができるよう利用者の心身の状況や環境、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるようサービス等利用計画を作成する。また、一定期間ごとにモニタリングを行う。					
短期目標（2年）	利用者のニーズに応え、経営の安定化を図るため、担当一人当たりの月平均計画作成数、契約者数を増やす。					
中期目標（5年）	業務の効率化を図るため、マニュアルの見直しの継続とシステム活用を拡大する。個人情報保護のため、専用の執務室を確保する。					
具体的な内容						
①	相談支援専門員の一人当たりの計画作成件数、契約者数の増					
②	加算要件のための研修参加 （強度行動障害支援者養成研修、医ケア児等コーディネーター養成研修）					
③	執務室の確保（母子短期保護所利活用、相談室の改築等市との協議・検討）					
実 施 年 度						
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
①	 収入増取り組み					
②	 研修計画・参加					
③	 協議・検討					
	目標とすべき成果・指標	3年度見込み	4年度	5年度	6年度	7年度
①	新規契約者数	12	12	12	12	12
②	担当一人当たりの月平均計画作成数	17.2	17.7	18.2	18.7	19.2
③	強度行動障害支援者養成研修修了者数	2	2	2	2	2
④	医ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	2	2	2	2	2
⑤	現任研修修了者数	2	2	2	2	2
長期目標（10年）	主任相談支援員専門員の配置					
目的	経営が安定した上での主任相談支援専門員の配置によって、多くの利用者のニーズに応えられる事業所を目指す。					
具体的な内容						
①	現任研修後、3年以上の実務をこなし、相談支援業務において指導的役割を担うことができる相談支援専門員の育成。（県の相談支援等の講義、演習の講師として携わることができる人材育成）現状は市町の推薦での研修受講となっている。					

事業所名	障害者相談支援センターわだつみ（市委託事業）				
目的	静岡市から委託を受け、障害者やその保護者等の相談に応じ、日常生活及び社会生活を送ることができるよう、関係機関と連携する。 また、在宅障害者の地域生活を支える療育等支援事業や障害者虐待防止センター事業を行う。				
短期目標（2年）	事務業務をマニュアル化し、効率化を図る。				
中期目標（5年）	困難ケース対応力を強化し、支援力の向上を目指す。				
具体的な内容					
①	事務的な業務についての効率化を図るため、マニュアル作成、見直しをする。				
②	各関係機関とのケース会議を実施・参加し、事例検討の機会を増やす。				
③	権利擁護や障害者虐待の研修に参加し、相談支援に必要な知識を向上させる。				
実施年度					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①	マニユアル作成・見直し				
②	ケース会議参加・開催				
③	研修計画・参加				
目標とすべき成果・指標	3年度見込み	4年度	5年度	6年度	7年度
① ケース会議 参加数	30	35	35	35	35
② ケース会議 開催数	10	12	12	12	12
③ 困難事例件数	90	100	100	100	100
④ 研修参加数	3	3	3	3	3
長期目標（10年）	自立支援協議会等の運営に関わる委員の選出を目指す				
目的	静岡市における障害福祉の中心となる自立支援協議会で発言できるような人材を育成する。				
具体的な内容					
①	相談支援部会員として静岡市の相談支援における検討、運営の協力をする。				
②	相談支援部会勉強会に参加し、相談支援事業所同士の連携づくりをする。				
③	問題意識を持ちながら、日々の支援に丁寧に関わる。				

IV 新規事業への取組み

地域のニーズや社会情勢等を踏まえ、事業団としてこれから担っていくべき事業や静岡市で不足している事業の補完的役割等、今後、新たな事業の取組みについて市と協議しながら進めていく。

(1) 新規事業の検討

ア 日中一時支援事業の実施

住み慣れた環境で安心・安全に生活するため、緊急時や日中活動終了後の支援体制を整備する。

イ 居宅支援事業、移動支援事業、行動援護事業の実施

高齢の家族と同居する方や一人暮らしの障がいのある方の地域生活や社会参加をサポートする体制の充実を図る。

ウ 日中サービス支援型グループホーム(ショートステイ)の実施

障がいの重い方を受け入れることのできるグループホームを設置し、ライフステージに応じて利用者や保護者が安心して生活できる体制の充実を図るとともに、緊急時の受入先としてショートステイ事業を併せて行う。